

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## ◆本計画に記載している市民意識調査結果のグラフについて

グラフ内の各表記は、以下のものを指しています。

- N：集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）
- 全国調査①：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 24 年 10 月調査）
- 全国調査②：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成 23 年 11～12 月調査）
- 県民調査：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成 21 年 5 月調査）
- 今回調査：小郡市「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成 24 年 10 月調査）
- 前回調査：小郡市「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成 17 年 5 月調査）
- 前々回調査：小郡市「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（平成 12 年 9 月調査）

## ◆用語解説について

本文中に※印がついている用語については、本計画書の巻末（資料編）に解説を掲載しています。

## 1 計画策定の趣旨

少子高齢化や人口減少、不安定な経済状況など、社会を取り巻く環境は変化し続けており、人々の価値観や生活スタイルにも変化や多様性をもたらしています。そのような中で、すべての人が性別に関わらず、それぞれの個性と能力を最大限に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

我が国においては、男女共同参画社会の実現を重要課題と位置づけ、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法<sup>※8</sup>」を施行し、さまざまな取り組みを展開してきました。近年では、男女間の暴力に関すること（平成25年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律<sup>※11</sup>」（以下「DV防止法」という。）の改正）や、ワーク・ライフ・バランス<sup>※17</sup>に関すること（平成19年、「仕事と生活の調和憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定）などの課題に対する新たな取り組みも進められています。

このように、男女共同参画社会の実現に向けた法律、制度等は整備されつつありますが、固定的な性別役割分担意識<sup>※3</sup>やそれに基づく社会慣行・慣習は根強く残っており、政策・方針決定過程への参画、職場における能力発揮、男女間のさまざまな暴力など、いまだ課題が多く残されています。

小郡市においても、平成16（2004）年に策定した「小郡市男女共同参画計画」に基づき各種施策の推進に努めてきましたが、男女共同参画をより一層推進し、豊かで活力ある社会を築くためには、社会環境の変化に柔軟に対応し、時代に即した施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要となっています。このため、これまでの取り組みを引き継ぎ、発展させる新たな計画として、「第2次小郡市男女共同参画計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

### 「男女共同参画社会」とは？

女性も男性も、性別に関わらず自分の意思で多様な生き方が選択でき、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会のことです。仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現することで、一人ひとりの人生を豊かなものとすることをめざしています。

内閣府男女共同参画局ホームページを参照

## 2 計画の背景

### 1 世界の動き

国際連合が昭和 50（1975）年を「国際婦人年<sup>\*2</sup>」、それに続く 10 年を「国連婦人の 10 年」と定め、昭和 54（1979）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約<sup>\*5</sup>）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取り組みは大きく前進しました。

昭和 60（1985）年には「『国連婦人の 10 年』ナイロビ世界会議（第 3 回世界女性会議）」が開催され、「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略<sup>\*13</sup>（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。また、10 年後の平成 7（1995）年には、北京で開催された「第 4 回世界女性会議」において、ナイロビ将来戦略の評価・見直しとともに、「北京宣言及び行動綱領<sup>\*14</sup>」が採択され、現在の女性政策の世界的な指針となっています。

さらに平成 12（2000）年には、ニューヨークの国連本部で特別総会として「女性 2000 年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

その後、平成 17（2005）年の「第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）」、平成 22（2010）年の「第 54 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」世界閣僚級会合）」では、「北京宣言及び行動綱領」や「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況が協議され、一層の取り組みを求める宣言が採択されています。

### 2 国・県の動き

国際的な取り組みと連動して、我が国でも昭和 52（1977）年に「国内行動計画」が策定されました。その後、国籍法の改正や男女雇用機会均等法<sup>\*9</sup>の制定など国内法の整備を経て、昭和 60（1985）年に女子差別撤廃条約を批准しました。

平成 8（1996）年には、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな行動計画である「男女共同参画 2000 年プラン」が策定され、その後、平成 11（1999）年施行の「男女共同参画社会基本法<sup>\*8</sup>」に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されています。

平成 22（2010）年に策定された「男女共同参画基本計画（第 3 次）」では、「男女共同参画社会基本法」施行後 10 年間の反省を踏まえ、より実効性のあるアクション・プランとしての取り組みが進められています。

福岡県においても、昭和 55（1980）年から 3 度にわたる「福岡県行動計画」を策定し、その後、平成 8（1996）年に「福岡県女性総合センターあすばる」（現：福岡県男女共同参画センターあすばる）が開館、平成 13（2001）年に「福岡県男女共同参画推進条例」が施行されています。平成 23（2011）年には、「第 3 次福岡県男女共同参画計画」や「DV防止法<sup>\*11</sup>」に基づく「第 2 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定するなど積極的な男女共同参画の推進が行われています。

### 3 小郡市での取り組み

小郡市においては、平成 12（2000）年に庁内推進機構として市長を本部長とする小郡市男女共同参画推進本部を置き、庁内の推進体制を整えました。同年、「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」を実施し、男女共同参画に関する市民の意識、実態に関する把握を行いました。また、平成 13（2001）年には、教育部生涯学習課女性・青少年係にあった担当を総務部企画課女性政策係に新設して移しました。その年に小郡市男女共同参画社会推進審議会を設置、およそ一年にわたる協議の結果『小郡市男女共同参画社会実現に向けての提言』が答申されました。この答申を受けて平成 15（2003）年度に、以後 10 年間に計画期間とする「小郡市男女共同参画計画」を策定しました。

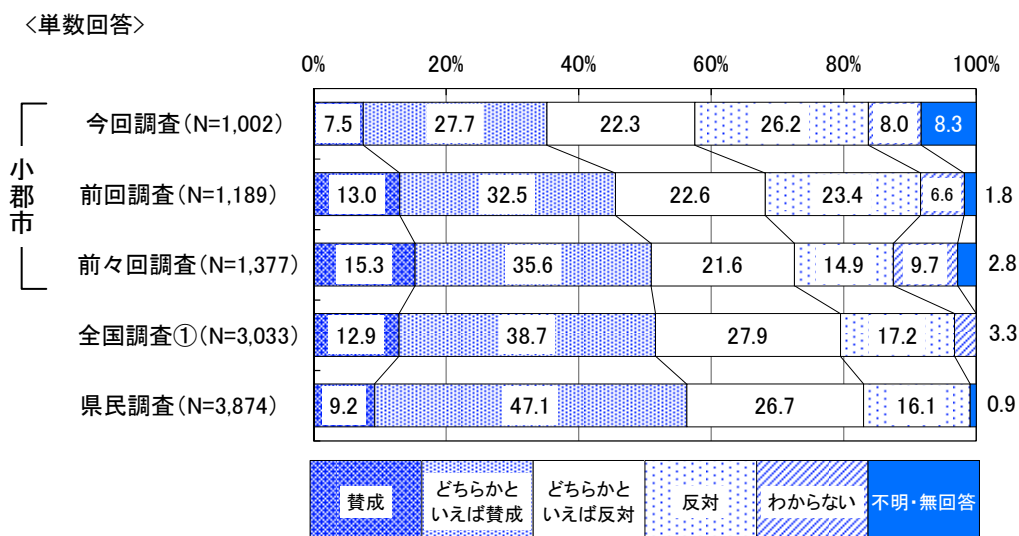
平成 20（2008）年には、男女共同参画推進にあたっての基本理念や、市の責務及び市民等の役割を明らかにした「小郡市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画の実現に向けた取り組みを推進しています。

また、「小郡市男女共同参画計画」の策定から5年目を迎えた平成 20（2008）年度には、社会情勢の変化等に伴い、計画の施策見直しを行いました。

平成 24（2012）年に、「小郡市男女共同参画計画」の見直しに向けて実施した「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」では、経年的な意識の変化は見られるものの、依然として固定的な性別役割分担意識<sup>※3</sup>などが残っており（下記グラフ参照）、男女共同参画に関する認識をより深めていくことが今後の課題として明らかになりました。

このような市民意識調査の結果等に基づき、小郡市男女共同参画社会推進審議会を中心に協議を進め、平成 25（2013）年度に、今後 10 年間の小郡市における男女共同参画推進の指針となる本計画を策定しました。

《固定的な性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え）について》



資料：小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成 25 年 3 月）